

## 嘉永式 芦辺浦 人別御改御廻札扣

今回紹介する史料は、長崎県立長崎図書館架蔵の老岐の中村家文書14の23に収められている人別改の廻札の控えである。

形態は、本文十一丁、法量縦二十四・八cm横十七・三cm、袋綴装、紙擦四穴、料紙は和紙である。

本史料は芦辺浦に改札された際の写しである。

芦辺浦は、現在の長崎県老岐の芦辺町の浦方の一つである。江戸時代は諸吉村のうちにあった老岐八浦の一つで、玄界灘に臨み、平戸藩浦掛の支配下にあった。寛永年間（一六二四〜四四）長門長府豊浦から篠崎隼人が来島して住吉神社の分霊を祀ったことで、浦名は豊浦と称していたが、度々の火事で寛文一一（一六七二）年、天祥院（平戸藩四代藩主松平鎮信）が芦辺と改めるように命じたことから芦辺浦となった。<sup>註</sup>

江戸幕府は慶長一九（一六一四）年にキリスト教を禁止し、宗門改を臨時的に行った。島原の乱（一六三七〜八）後の寛永十七（一六四〇）年、宗門改役をおき、直轄領におけるキリスト教の摘発、弾圧を行い、遍く寺請を制度化し、宗門改人別帳を作成した。

なお、翻刻に当たって、原文に次のような操作を加えた。

一 本来は原文の体裁に従って改行すべきであるが、紙面の都合上、

現行では詰めた。

一 翻刻に当たり、本文中に適宜句読点（、）と並列点（・）を付した。

一 変体仮名（江、而、茂、与）等は、原文では小さく書かれている箇所もあるが、同じ大きさにした。

一 欠字、平出は原文通りとせず、紙面の都合上、前の文字・行に続けた。

一 文中の誤字・脱字については、訂正・挿入してあるものを入れ切った。

一 頁の終わりは（〽）で印した。

（表紙）

「嘉永式 芦辺浦

人別御改御廻札扣

西九月晦日 渡辺屋政右衛門懸」

（本文）

去申八月向々相達、御領分中家数人別調、地方筋一順相済候處、願濟之外内證ニ而操替、或は他人之帳面ニ入致株拔居候者夥敷、右様之処百性減少、重立候公役は勿論、平常之諸役目も引請兼候村有

之、其事江携候者共不都合至極之事ニ候、乍去格別之御用捨ヲ以、一々御咎は不被仰付候得共、元々江引戻又は御計無之候而は、以後之御防禁茂不相立候」間、此度深々御評儀之上、別紙箇條書之通被相極、引戻被仰付候、右者第一不正之者御糺、下之御撫育之御主意ニ付、於役筋訖度相心得夫々取計、人内等江ハ主人々々々茂篤与相諭、向後違乱無之様御作法相守、家業・諸役目精々可致旨可申付候、尤余計之人数江相拘り候事故、万一心得違之もの等有之節は、御奉公人中者不及申、其外たり共、御國家之ため」相考、穩便ニ可相諭旨被仰出候

八月

一役馬廻・中小性者、縦令本筋之出世ニ而無之、其者代ニ紛込御穿鑿不行届被仰付候共、一旦御取扱茂違候事故、俄ニ百性ニ御引戻シ、諸役目為致候茂如何ニ付、親類も心附為引入、百性帳面ニ附、其屋敷元百性屋敷ニ候ハ、百性並之役目為出、其「子迄者踏繪被指免、孫之代も百性可申付候、尤家内ニ入居候百性筋之者罷有候ハ、早速引戻可申事

但、其家元役馬廻ニ而、養子ニ相成候者計紛込、是又役馬廻ニ被召成罷有候ハ、為引込候後別人養子仕、支配頭又は親類も願出候ハ、紛込居候ものは世代ニ不相立姿ニ而、格別之御憐愍ヲ以、再養子江中小性可被仰付事」

附、此後紛込候ハ、中小性以上ニ而茂直ニ引戻、百性役目可申付事

一豊後守様御家来、中小性以上年寄中役人右同断、孫代も百性役目可申付事

一 百性筋も徒士組紛込居候者は百性帳面ニ附、夫婦并親は帯刀・苗

字被指免、其兄弟子共は百性役目可申付事

一年寄中役人格、以前は本役同様之處、文化十二亥年以來は、家内共ニ踏繪御免ニ而、嫡子者永々内踏之御定ニ相成居候ニ付、引戻方徒士組ニ相準、夫婦并親は帯刀・苗字是迄之通御免ニ而被指置、兄弟子共居候得共、夫江百性役目可申付候、尤此後紛込候ものは、其者江直々苗字取揚、百性役目申付候義勿論之事

一踏繪御免以下之御奉公人ニ、百性も」紛込居候者は其身為引入、家内共百性帳面ニ付、役目可申付事

但、御奉公ニ出居、其向所作柄宜敷、并勤向・年功ニ相成居、格別御用立候者は、支配頭も願出候ハ、遂穿鑿、表立其身者人

元御奉公ニ被召出、其子百性役目可申付事

一踏繪御免之者は、徒士組・弓組とは別段」之訳ニ而、人内・脇間・町人・百性・浦人之内江茂被仰付候事故、帳面相替候儀は不相成、右は御仕置帳并宗門方御定江茂、帳面相替候御作法無之ニ付、縦令本筋之出世又は願濟たり共、踏繪御免代切次第、百性・浦人筋者役目可申付候、且又紛込居候ものは、其者も直ニ百性・浦人役目申付、若又家内共踏繪御免」之者、其身者人之処は、訖度百性・浦人本役目指立可申ニ付、帯刀・苗字是迄之通御用捨願出候ハ、表面御指図ニ而被指免、後而等閑之筋有之筋は、帯刀・苗字取揚、百性役目可申付事

一 百性・浦人筋之者、帳面操替又は人替ニ而、脇間・人内・町人江紛込居候者は、取返候御作法ニ付家内共引戻、役目可申付事」

一 脇間・人内・町人も、百性・浦人筋之家江苗字持直り、屋敷養子之躰ニ而相續之者、調之上其俣百性・浦人之家相續、養子ニ取計有之候、然ル處其者共、元來百性・浦人筋ニ無之候得共、其俣直

ニ致相續、百性ニ相成候者は勝手次第、若又致離縁度願出候者は、當時百性・浦人並之公役自分引請候上、右家相續」之者相求、養家之地面は勿論、相續後買添候田畑たり共引讓、訖度株相立、第一其所之百性・浦人中、弥株立之振合台納得之上、在・浦其筋之役々見分相違等無之者、元之通脇間・人内・町人江指戻候儀被指免候間、右様之者共、地面等内證ニ而指操賣拂候躰之儀堅不相成候、若又彼是相工之、不正之」儀於有之は右地面取揚、本人并買主は勿論、其筋之役々迄越度申付候間、訖度心得違無之様心付可申事附、御奉公人も百性・浦人筋之家江、屋敷養子ニ相成居候者共是又同前、尤其身直ニ百性・浦人役目引請せ候儀茂相成兼候訳ニ付、申渡候日より百五十日限、右之手数ニ而夫々埒明可申候、」右之日数迄、等閑相心得候ニおゐてハ、其者直ニ百性・浦人可申付事

一 百性・浦人筋も脇間・人内・町人江養子ニ参り、又は人替ニ而致相續居候者、其家は相立居候而も引戻可申候、妻子等有之引戻シ不致出来候者は、其家百性・浦人並役目申付、其子孫脇間・町人筋より其家致相續候上者無構、依之百性・浦人」筋ニ而は、右家も他江相續之者右同断

右者百性筋目之者ニ付、一々血統相札、筋々引戻可相成筈之処、夫ニ而は久敷相續之者、夫婦・親子之間茂致離散及難儀候付、此度之義は格別御憐愍を以、先夕右之通御計相成候、尤此以後百性筋之者相養ひ候ニおひてハ、家株共百性可申付事」

但、女も同様引戻可申候、若引戻不致出来分は、其者一生其夫江百性並之半役可申付候、右女出生之子、父親百性筋ニ於無之者無構、尤女は表立人替願出候筋遂吟味、指支無之者ハ被指免

候御作法ニ付、願濟之分者は又無構、男者一切人替不相成御作法之事

一 外踏・内踏之脇間・人内・町人、踏繪」御免之者、家内江帳入踏繪御免ニ相紛、又は外踏之者内踏之者江帳入等ニ而、諸役目式相違居候者共、一々其身元相當ニ引戻可申事

一 踏繪式之者も致養子候儀、陰陽師又は郷醫・年寄中・役人格、町年寄等之儀は、願之上踏繪御免相成候得共、中小性以上之儀ハ、踏繪式之者致養子、踏繪御免願出候共、御免無之」御極ニ付、帳入人替等ニ而紛込居候者、前例ニ準親類より養子為致、是又孫代も踏繪式ニ取計可申事

右者在浦・人別御規格崩候向茂有之哉ニ相聞候ニ付、此度格別取調被仰付候處、諸給人并脇間・人内・百性・浦人共、既ニ御作法茂相立兼候程ニ致混雜居、甚如何之事ニ候得共、全其者共」限ニ而相巧、御法度背居候而已ニ茂無之、必竟役々之者茂、數年来因循等閑ニ相心得候處も、自然与當時之躰ニ成行、不容易事ニ候、其俣被指置候而は、次第々御先格相崩居、後之御仕置ニ茂相障、大切至極之御筋合ニ付、右御箇條之通御計ひ被仰付候間、何茂不被為得止事」茂得与相弁へ、無異儀奉畏候様申論可取計候、一旦御作法相立候上、重而御差略不相成候而は、御憐恤之御主意ニ茂相戻候向可有之茂難計事故、得与人念取札、是迄格別精々御用立候筋有之たる者、又は人内ニ而茂、其主人江深キ由緒・訳柄等有之」其旨願出候ハ、猶又被遂御穿鑿程ニ、御斟酌ニ茂可相成事ニ候、尤是迄紛居候者共何茂引戻相成、迷惑之餘り筋違之向江年寄ヲ以嘆出、彼是申扱候者等於有之は、當人は勿論右江相拘もの迄越度可被仰付候

八月

此節御調ニ付、帳面操人替等紛込居候者之分、先夕諸向共御裁許相成候、右之外代切等ニ而踏繪式之調相成候者共ハ、跡ニ在浦人別本帳相渡候節、夫々調通相成候間、其旨向々相心得可申、且余計之郷々ニ付帳面認損等有之、在・浦調之筋引合兼候向茂有之候ハ、猶其筋」々々可申達候事  
右之趣向々江御申達可有之候

八月

月番

郡奉行中

勘定奉行中

百姓・浦人ハ協間・人内・町人之家江、相」續養子之者数年相續之末、妻子等茂有之分者、其家相續之調相成、其血统之儀ハ穿鑿無之處茂有之、然ル處元来百姓・浦人筋之者は、縦令協間・人内・町人之家相續ニ而も、矢張百姓・浦人並役目申付候御極相成候間、當在浦ニ而取糺御書出を可被成候

人別御調方」

(なかむら むつみ)

注 (1) 『日本歴史地名体系第43巻 長崎県の地名』

平凡社

平成13年10月24日発行

今回、解説にあたって本学教授利岡俊昭氏に多大なるご教示をいただきました。この場をおかりして感謝申し上げます。

『地域文化研究』第十六号 (二〇〇一・二)

広島県境の神楽について

財前 司一

福浦動物検疫場のあしあと

山中 開藏

『尾道志稿』と千光寺山南麓の史跡

荒木 正見

―行為的直観と歴史―

〈第16回大会報告〉

近世女流文人 ―伊勢・麗女の場合―

倉本 昭

一字庵菊舎尼の旅の人生 ―38歳の旅―

岡 昌子

遺跡分布調査報告(二)

商人千軒 (山口県長門市青海島商人地区)

渡邊 一雄

〈ワールドワーク 角島〉

宮田 尚

旅日記『薩陽往返記事』に見る『先帝祭』

安富 静夫